

議案第 49 号

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 23 年 9 月 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区特別区税条例（昭和 39 年杉並区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「、正当な理由がなくて申告」を「正当な事由がなくて申告を」に、「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 20 条の 2 を次のように改める。

（寄附金税額控除）

第 20 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金のうち規則で定めるものを支出した場合においては、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 19 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- （1） 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- （2） 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- （3） 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- （4） 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金（法第

314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(9) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第25条第2項中「記載された事項」の次に「(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)」を加える。

第26条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「第24条第7項」を「同条第7項」に、「申告しなかつた」を「申告をしなかつた」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第37条の10第1項中「かかる」を「係る」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第45条第1項中「、正当な理由」を「正当な事由」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第52条の5の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第52条の6 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第52条の3第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

第57条の次に次の1条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第57条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書と同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

第59条第1項中「理由がなく申告」を「事由がなく申告を」に、「3万円」を「10万円」に改める。

附則第3条の6を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第7条第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項又は附則第14条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第4条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税

義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（第16条第1項に規定する総所得金額に係る区民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る区民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に」を「法附則第6条第5項各号に」に改め、同項各号を削る。

附則第7条第3項第2号中「第20条から第21条まで」を「第20条、第20条の2第1項、第21条」に、「、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6」を「及び附則第3条の5の2第1項」に改め、「、第20条の2第1項前段」を削り、「、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と」を「、第20条の2第1項前段」に改め、「及び第2項」及び「、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第9条第3項第2号中「第20条から第21条まで」を「第20条、第20条の2第1項、第21条」に、「、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6」を「及び附則第3条の5の2第1項」に改め、「、第20条の2第1項前段」を削り、「、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と」を削る。

「、第20条の2第1項前段」に改め、「及び第2項」及び「、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第10条第3項第2号中「第20条から第21条まで」を「第20条、第20条の2第1項、第21条」に、「、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6」を「及び附則第3条の5の2第1項」に改め、「、第20条の2第1項前段」を削り、「、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と」を「、第20条の2第1項前段」に改め、「及び第2項」及び「、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第12条第5項第2号中「第20条から第21条まで」を「第20条、第20条の2第1項、第21条」に、「、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6」を「及び附則第3条の5の2第1項」に改め、「、第20条の2第1項前段」を削り、「、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と」を「、第20条の2第1項前段」に改め、「及び第2項」及び「、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第13条第2項第2号中「第20条から第21条まで」を「第20条、第20条の2第1項、第21条」に、「、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6」を「及び附則第3条の5の2第1項」に改め、「、第20条の2第1項前段」を削り、「、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を「、第20条の2第1項前段」に改め、「及び第2項」及び「、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第14条の2第2項第2号中「第20条から第21条まで」を「第20条、第20条の2第1項、第21条」に、「、附則第3条の5の2第1項及び附則第

3条の6」を「及び附則第3条の5の2第1項」に改め、「、第20条の2第1項前段」を削り、「、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と」を「、第20条の2第1項前段」に改め、「及び第2項」及び「、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第14条の4第2項第2号中「第20条から第21条まで」を「第20条、第20条の2第1項、第21条」に、「、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6」を「及び附則第3条の5の2第1項」に改め、「、第20条の2第1項前段」を削り、「、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と」を「、第20条の2第1項前段」に改め、「及び第2項」及び「、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削り、附則第14条の4第5項第2号中「第20条から第21条まで」を「第20条、第20条の2第1項、第21条」に、「、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6」を「及び附則第3条の5の2第1項」に改め、「、第20条の2第1項前段」を削り、「、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と」を「、第20条の2第1項前段」に改め、「及び第2項」及び「、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

第2条 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成20年杉並区条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第4項中「新条例第20条の2」を「杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成23年杉並区条例第 号）による改正後の杉並区特別区税条例第20条の2」に、「同条第1項第11号」を「同条第1項第9号」に、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る

事業」を「特定非営利活動に関する寄附金」に改め、「規定する事業」の次に「に関連する寄附金」を加え、附則第2条第8項、第15項及び第20項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成22年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中杉並区特別区税条例第13条第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第26条第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第37条の10第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第45条第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第52条の5の次に1条を加える改正規定、同条例第57条の次に1条を加える改正規定、同条例第59条第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）及び附則第4条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中杉並区特別区税条例附則第4条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

第2条 第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）第20条の2及び附則第3条の6の規定は、特別区民税（以下「区民税」という。）の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第20条の2第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年12月31日までの間における新条例第20条の2の規定の適用については、同条第1項第9

号中「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

3 新条例附則第4条の規定は、平成25年度以後の年度分の区民税について適用し、第1条の規定による改正前の杉並区特別区税条例（以下「旧条例」という。）附則第4条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの区民税については、なお従前の例による。

第3条 施行日から平成23年12月31日までの間は、第2条の規定による改正後の杉並区特別区税条例の一部を改正する条例附則第2条第4項中「杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成23年杉並区条例第 号）による改正後の杉並区特別区税条例」とあるのは「杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成23年杉並区条例第 号）附則第2条第2項により読み替えて適用される杉並区特別区税条例」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる杉並区特別区税（以下「区税」という。）及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る区税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

寄附金税額控除の適用下限額を引き下げる等の必要がある。

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（区民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）	（区民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）
<p>第13条 前条第2項の認定を受けていない区民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について<u>正当な事由がなくて申告をしなかつた場合</u>においては、その者に対し、<u>10万円以下の過料を科する。</u></p>	<p>第13条 前条第2項の認定を受けていない区民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について、<u>正当な理由がなくて申告しなかつた場合</u>においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p>
2及び3 略	2及び3 略
（寄附金税額控除）	（寄附金税額控除）
<p>第20条の2 <u>所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金のうち規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u></p>	<p>第20条の2 <u>所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（第3号から第11号までに掲げるものに関しては、規則で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出</u></p>

この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものと

し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を都内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第7条の17各号の規定により定めるもの

(3) 所得税法第78条第2項第2号

- される改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。) に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。
- の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (4) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人（第2号に掲げるものを除く。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第4

号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(10) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(11) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の

10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1) 当該納税義務者が第19条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

<u>195万円以下の金額</u>	<u>100分の85</u>
<u>195万円を超え330万円以下の金額</u>	<u>100分の80</u>
<u>330万円を超え695万円以下の金額</u>	<u>100分の70</u>
<u>695万円を超え900万円以下の金額</u>	<u>100分の67</u>
<u>900万円を超え1,8</u>	<u>100分の</u>

00万円以下の金額	57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第19条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当

第25条 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 略

（区民税に係る 不申告に関する過料）

第26条 区民税の納税義務者が 第24条第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合

該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合
当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合
当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第25条 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項 _____
_____の
のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 略

（区民税にかかる 不申告に関する過料）

第26条 区民税の納税義務者のうち第24条第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合

又は同条第7項 の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第37条の10 分離課税に係る 所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第45条 軽自動車等の所有者等又は第38条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由 がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第52条の6 たばこ税の申告納税者が 正当な事由がなくて第52条の3第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限ま

又は第24条第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた 場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第37条の10 分離課税にかかる所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第45条 軽自動車等の所有者等又は第38条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由 がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2及び3 略

で提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、区長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(鉦産税に係る不申告に関する過料)

第57条の2 鉦産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、区長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(鉦産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第59条 前条第2項の認定を受けていない鉦産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(鉦産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第59条 前条第2項の認定を受けていない鉦産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告しなかつた場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 3 条の 6 第 2 0 条の 2 の規定の適用

を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 1 9 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 7 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項、附則第 1 0 条第 1 項、附則第 1 2 条第 1 項、附則第 1 3 条第 1 項又は附則第 1 4 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 2 0 条の 2 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

2 及び 3 略

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 3 条の 6 第 2 0 条の 2 の規定の適用

を受ける区民税の所得割の納税義務者が、同条第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 1 9 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 7 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項、附則第 1 0 条第 1 項、附則第 1 2 条第 1 項、附則第 1 3 条第 1 項又は附則第 1 4 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 2 0 条の 2 第 2 項に規定する特例控除額は、同項第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金の額の合計額のうち 5 , 0 0 0 円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合 (当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合) を乗じて得た金額の 5 分の 3 に相当する金額 (当該金額が当該納税義務者の第 1 9 条及び第 2 0 条の規定を

適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1) 第19条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第20条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(2) 第19条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第20条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(3) 前年中の所得について附則第9条第1項の規定の適用を受ける場合
100分の50

(4) 前年中の所得について附則第12条第1項の規定の適用を受ける場合
100分の60

(5) 前年中の所得について附則第7条第1項、附則第10条第1項、附則第13条第1項又は附則第14条の2第1項の規定の適用を受ける場合
100分の75

(肉用牛の売却による事業所得に係る区

(肉用牛の売却による事業所得に係る区

民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成27年度
までの各年度分の区民税に限り、法附
則第6条第4項に規定する場合

_____において、第
24条第1項の規定による申告書(そ
の提出期限後において区民税の納税通
知書が送達される時まで提出された
もの及びその時まで提出された第2
5条第1項の確定申告書を含む。次項
において同じ。)に肉用牛_____
の売却
に係る租税特別措置法第25条第1項
に規定する事業所得の明細に関する事
項の記載があるとき(これらの申告書
にその記載がないことについてやむを
得ない理由があると区長が認めるとき
を含む。次項において同じ。)は、当
該事業所得に係る区民税の所得割の額

民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成24年度
までの各年度分の区民税に限り、所得
割の納税義務者が前年中に租税特別措
置法第25条第1項各号に掲げる売却
の方法により当該各号に定める肉用牛
を売却し、かつ、その売却した肉用牛
がすべて同項に規定する免税対象飼育
牛(次項において「免税対象飼育牛」
という。)である場合(その売却した
肉用牛の頭数の合計が2,000頭以
内である場合に限る。)において、第
24条第1項の規定による申告書(そ
の提出期限後において区民税の納税通
知書が送達される時まで提出された
もの及びその時まで提出された第2
5条第1項の確定申告書を含む。次項
において同じ。)にその肉用牛の売却
に係る同法_____第25条第1項
に規定する事業所得の明細に関する事
項の記載があるとき(これらの申告書
にその記載がないことについてやむを
得ない理由があると区長が認めるとき
を含む。次項において同じ。)は、当
該事業所得に係る区民税の所得割の額
(第16条第1項に規定する総所得金
額に係る区民税の所得割の額から、当
該事業所得がないものとして計算した
場合における同項の総所得金額に係る

_____を免除する。

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合

_____において、第24条第1項の規定による申告書に肉用牛_____の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第16条から第21条まで、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項、附則第3条の5の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

区民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第24条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法_____第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第16条から第21条まで、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項、附則第3条の5の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次に_____掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算し

3 略

(上場株式等に係る配当所得に係る区民税の課税の特例)

第 7 条 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 2 0 条、第 2 0 条の 2 第 1 項、第 2 1 条、第 2 1 条の 2 第 1 項、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 2 0 条_____、第 2 1 条及び第 2 1 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 7 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 2 0 条の 2 第

た金額

(2) 租税特別措置法第 2 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第 1 6 条から第 2 1 条まで、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項、附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 略

(上場株式等に係る配当所得に係る区民税の課税の特例)

第 7 条 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 2 0 条から第 2 1 条まで_____、第 2 1 条の 2 第 1 項、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項、附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び附則第 3 条の 6 の規定の適用については、第 2 0 条、第 2 0 条の 2 第 1 項前段、第 2 1 条及び第 2 1 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 7 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 2 0 条の 2 第

の2第1項 _____ の規定
の適用については、第20条 _____

、第21条及び
第21条の2第1項中「所得割の
額」とあるのは「所得割の額及び附
則第9条第1項の規定による区民税
の所得割の額」と、第20条の2第
1項前段 _____

、附則第3条の3第
1項、附則第3条の5第1項及び附
則第3条の5の2第1項中「所得割
の額」とあるのは「所得割の額並び
に附則第9条第1項の規定による区
民税の所得割の額」と、第20条の
2第1項後段 _____ 中「所得割
の額」とあるのは「所得割の額及び
附則第9条第1項の規定による区民
税の所得割の額の合計額」と _____

_____ する。

(3)及び(4) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特
例)

第10条 略

2第1項及び附則第3条の6の規定
の適用については、第20条、第2
0条の2第1項前段、第21条及び
第21条の2第1項中「所得割の
額」とあるのは「所得割の額及び附
則第9条第1項の規定による区民税
の所得割の額」と、第20条の2第
1項中「山林所得金額」とあるのは
「山林所得金額並びに附則第9条第
1項に規定する土地等に係る事業所
得等の金額」と、附則第3条の3第
1項、附則第3条の5第1項及び附
則第3条の5の2第1項中「所得割
の額」とあるのは「所得割の額並び
に附則第9条第1項の規定による区
民税の所得割の額」と、第20条の
2第1項後段及び第2項中「所得割
の額」とあるのは「所得割の額及び
附則第9条第1項の規定による区民
税の所得割の額の合計額」と、附則
第3条の6中「所得割の額」とある
のは「所得割の額並びに附則第9条
第1項の規定による区民税の所得割
の額の合計額」とする。

(3)及び(4) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特
例)

第10条 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 20 条、第 20 条の 2 第 1 項、第 21 条、第 21 条の 2 第 1 項、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項 の規定の適用については、第 20 条 _____、第 21 条及び第 21 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 10 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 20 条の 2 第 1 項前段

_____、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 10 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 20 条の 2 第 1 項後段 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 10 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と _____

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 20 条から第 21 条まで _____、第 21 条の 2 第 1 項、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項、附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び附則第 3 条の 6 の規定 の適用については、第 20 条、第 20 条の 2 第 1 項前段、第 21 条及び第 21 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 10 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 20 条の 2 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 10 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 10 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 20 条の 2 第 1 項後段及び第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 10 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第 3 条の 6 中「所得割の額」とある

_____する。

(3)及び(4) 略

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項_____の規定の適用については、第20条_____、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段_____

_____、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)及び(4) 略

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条から第21条まで_____、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と_____

_____する。

(3)及び(4) 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項 _____の規定の適用については、第20条_____、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段

第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)及び(4) 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条から第21条まで _____、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるの

の適用については、第20条_____、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段

_____、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と_____

_____する。

(3)及び(4) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に
係る区民税の課税の特例)

第14条の4 略

2 前項の規定の適用がある場合には、

の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)及び(4) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に
係る区民税の課税の特例)

第14条の4 略

2 前項の規定の適用がある場合には、

次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条_____、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段_____、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と_____

次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条から第21条まで_____、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定

_____する。

(3)及び(4) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条_____、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段

_____、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段_____中「所得割の額」とあるのは「所得割

による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)及び(4) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第20条から第21条まで_____、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項、附則第3条の5の2第1項及び附則第3条の6の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額及び附則第 14 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と_____

_____、第 21 条の 2 第 1 項中「第 16 条第 4 項」とあるのは「附則第 14 条の 4 第 4 項」とする。

(3)及び(4) 略

6 略

の額及び附則第 14 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第 3 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 14 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第 21 条の 2 第 1 項中「第 16 条第 4 項」とあるのは「附則第 14 条の 4 第 4 項」とする。

(3)及び(4) 略

6 略

第 2 条による改正（杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 20 年杉並区条例第 37 号）の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
第 2 条 略	第 2 条 略
2 及び 3 略	2 及び 3 略
4 平成 21 年度から平成 26 年度までの各年度分の区民税についての <u>杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成 23 年杉並区条例第 _____ 号）による改正後の杉並区特別区税条例第 20 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項第 9 号 中「特定非営利活動に関する寄附金</u>	4 平成 21 年度から平成 26 年度までの各年度分の区民税についての <u>新条例第 20 条の 2</u>
_____	_____
_____	_____の規定の適用については、 <u>同条第 1 項第 11 号中「第 41 条の 18 の 3 に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規</u>

_____」とあるのは、「特定非営利活動に関する寄附金

_____及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第3項第3号に規定する事業に関連する寄附金」とする。

5～7 略

8 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第7条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の

定する特定非営利活動に係る事業」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第3項第3号に規定する事業_____」とする。

5～7 略

8 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第7条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の

金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する区民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。

9～14 略

15 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第13条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第13条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施

金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する区民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。

9～14 略

15 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第13条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第13条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施

行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、新条例附則第13条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第13条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。

16～19 略

20 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例附則第14条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、新条例附則第13条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第13条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。

16～19 略

20 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例附則第14条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

第3条による改正（杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成22年杉並区条例第17号）の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 附則第13条の3の改正規定及び次条第6項の規定 <u>平成27年1月1日</u></p>	<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 附則第13条の3の改正規定及び次条第6項の規定 <u>平成25年1月1日</u></p>
<p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 新条例附則第13条の3の規定は、<u>平成27年度</u>以後の年度分の区民税について適用する。</p>	<p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 新条例附則第13条の3の規定は、<u>平成25年度</u>以後の年度分の区民税について適用する。</p>

杉並区特別区税条例等の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別 区 民 税	1 寄附金税額控除の適用下限額の引下げ 寄附金税額控除の適用下限額を 5,000 円から 2,000 円に引き下げることとする。 (区税条例第 20 条の 2 及び附則第 3 条の 6・地方税法第 314 条の 7 及び附則第 5 条の 5)	公布の日 (地方税法の一部改正 平成 24 年 1 月 1 日)	平成 24 年度分から適用
	2 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期限の延長等 免税対象飼育牛の売却頭数が年間 1,500 頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外するとともに、その適用期限を 3 年延長し、平成 27 年度までとする。 (区税条例附則第 4 条・地方税法附則第 6 条)	平成 25 年 1 月 1 日	平成 25 年度分から適用
	3 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する課税の特例の適用期限の延長 平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を 1.8% とする特例の適用期限を 2 年延長し、平成 25 年 12 月 31 日までとする。 (改正区税条例附則第 2 条(注 1)・改正地方税法附則第 8 条(注 2))	公布の日	—————
	4 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日の延長 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を 2 年延長し、平成 27 年 1 月 1 日とする。 (改正区税条例附則第 1 条(注 3)・改正地方税法附則第 1 条(注 4))	公布の日	平成 27 年度分から適用

(注 1) 平成 20 年杉並区条例第 37 号 (注 2) 平成 20 年法律第 21 号

(注 3) 平成 22 年杉並区条例第 17 号 (注 4) 平成 22 年法律第 4 号

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税・軽自動車税等	<p>1 過料の上限額の引上げ</p> <p>区民税の納税管理人に係る不申告に関する過料、区民税に係る不申告に関する過料、退職所得申告書の不提出に関する過料、軽自動車税に係る不申告等に関する過料及び鉦産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の上限額を3万円から10万円に引き上げることとする。 (区税条例第13条、第26条、第37条の10、第45条及び第59条・地方税法第302条、第317条の5、第328条の8、第449条及び第529条)</p>	公布の日から起算して2月を経過した日	
	<p>2 不申告に関する過料の創設</p> <p>正当な事由がなくて申告書を提出しなかった特別区たばこ税の申告納税者及び鉦産税の納税者に対し、10万円以下の過料を科する規定を設けることとする。 (区税条例第52条の6及び第57条の2・地方税法第475条の2及び第522条の2)</p>		